

入 札 説 明 書

令和 8 年 9 月 7 日さいたま市水道局告示第 1 3 0 号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

高圧電気設備保守点検業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争参加資格確認申請書を提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(2) 提出書類

ア 競争参加資格等確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

イ 競争入札参加申込兼資格確認申請書（電子入札システムにより提出できない場合）

ウ 平成 2 8 年度以降、国又は地方公共団体等を相手方として、高圧電気設備の点検業務を契約し、履行を誠実に完了した実績を有することを証明する書類。

（ア）契約書の写し

（イ）履行を証明する書類の写し

(3) 提出期間

告示の日から令和 8 年 9 月 2 4 日（木）午後 4 時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市水道局業務部管財課契約係

〒 3 3 0 - 8 5 3 2

さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6

電話 0 4 8 （ 7 1 4 ） 3 0 8 0

F A X 0 4 8 （ 8 3 2 ） 3 3 3 6

電子メール keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

3 仕様に関する質問方法

(1) 提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、郵送、電子メール又は F A X で提出し

てください。

(2) 電子入札システム以外の提出先

2 (4)に同じ

(3) 受付期間

2 (3)に同じ

(4) 回答方法

令和8年10月1日（木）までに、電子入札システムに掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又はFAXにて回答します。

4 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とし、

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は1回とし、また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。

(4) 開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

(5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

5 その他

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市水道事業管理者」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

また、電子くじ番号欄に任意の３桁の数字（０００～９９９）を必ず記載してください。電子くじ番号欄が未記入の入札書による入札は無効となります。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和８年１０月１９日（月）

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

契約保証金に関する事項

1 契約保証金について

契約締結日までに、契約事務規程第4条第1項の規定により契約代金(税込み)の100分の10以上の額を納付書で納付いただく、又は契約事務規程第4条第2項に規定している契約保証金に代わる担保をお持ちいただく必要があります。

2 契約保証金免除申請について

契約保証金の免除申請をする場合は、落札者決定後すぐに契約保証金免除申請書と併せて以下のいずれか一方の書類を提出してください。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約の保険証券（保証金額は見積もった金額（税込み）の100分の10以上としてください。）

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と締結した、本入札と種類及び規模を同程度とする契約書の写し及び履行完了を証明する書類の写し（2契約分、記載が日本語以外の場合はその翻訳も添付してください。）